

○明石市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

平成29年12月26日条例第34号

明石市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）において使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームを運営する者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行わなければならない。

3 軽費老人ホームを運営する者は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(対象者)

第4条 軽費老人ホームの入所者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なもの

(2) 60歳以上の者。ただし、その者の配偶者、3親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。

(構造設備等の一般原則)

第5条 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 軽費老人ホームの立地に当たっては、入所者の外出の機会や地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。

(設備基準)

第6条 軽費老人ホームを運営する者は、規則で定める基準に従い、事業に必要な設備を備えなければならない。

(職員配置の基準)

第7条 軽費老人ホームを運営する者は、規則で定める職種、員数及び資格の基準に従い、必要な職員を置かななければならない。

(運営基準)

第8条 軽費老人ホームを運営する者は、事業の運営にあたっては、次に掲げる事項について規則で定める基準に従わなければならない。

(1) 運営規程の制定

(2) 非常災害対策の実施

(3) 職員、設備及び会計に関する諸記録の整備

(4) 入所申込者等に対する説明等

(5) 入退所の取扱い

(6) サービスの提供の記録

(7) 利用料の受領

(8) サービス提供の方針

(9) 食事の提供

(10) 生活相談等

- (11) 居宅サービス等の利用
- (12) 健康の保持
- (13) 施設長及び生活相談員の責務
- (14) 勤務体制の確保等
- (15) 職員に対する計画的な研修の実施及びその記録の保存
- (16) 定員の遵守
- (17) 衛生管理等
- (18) 協力医療機関等の確保
- (19) 重要事項の掲示
- (20) 秘密保持及び個人情報の取扱い
- (21) 適正な広告の実施
- (22) 苦情処理
- (23) 地域との連携等
- (24) 事故の発生又は再発の防止のための措置及び事故発生時の対応
- (25) 自炊の支援
- (26) 軽費老人ホームの運営からの暴力団等の排除
- (27) 軽費老人ホームの運営の内容についての自己評価の実施及びその公表
- (28) その他適切な軽費老人ホームの事業の運営に関して必要な事項
(虐待の禁止)

第9条 軽費老人ホームの職員は、入所者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に存在する設備であって、第6条に規定する規則で定める基準に適合しないものについては、当該基準（その適合しない部分に限る。）は、適用しない。
- 3 前項に定めるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について必要な経過措置は、規則で定める。